

第4編 地震・津波災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 (全課)

災害復旧事業は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努めるものとする。

「一般災害対策編 第4編第1章第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準じる。

第2節 激甚災害の指定 (全課)

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

「一般災害対策編 第4編第1章第2節 激甚災害の指定」に準じる。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

第1節 被災者の生活確保（総務課，税務課，市民生活課，福祉課，建設課，消防本部）

「一般災害対策編 第5編第2章第1節 被災者の生活確保」に準じる。

第2節 被災者への融資措置（総務課，水産商工課，福祉課，農政課）

「一般災害対策編 第5編第2章第2節 被災者への融資措置」に準じる。